

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成13年10月から同年12月までは59万円、14年1月及び同年2月は28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年3月21日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務していた平成13年10月1日から14年3月21日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。当該処理には納得できないので元の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額を、当初、平成13年10月から同年12月までは59万円、14年1月及び同年2月は28万円と記録していたところ、当該事業所の全喪日(14年3月21日)の後の同年4月8日付けで、13年10月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

しかし、当該事業所の複数の元従業員は、「申立人は、申立期間当時、工場の現場担当であったので、経営には関与しておらず、社会保険事務についても権限を有していなかった。社会保険事務は事業主とその妻が行っていた。」旨を証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理について、関与していなかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成14年4月8日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、かかる処理を行う合理

的な理由は無いことから、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成13年10月から同年12月までは59万円、14年1月及び同年2月は28万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月10日から同年6月1日まで

昭和28年にA社に入社し、その後同社に籍を置いたまま同じ建物内にあった同一グループ会社のB社に一時異動したが、38年4月にA社を退職するまで同社を辞めたことは1日たりともない。

しかし、社会保険庁の厚生年金保険の記録では、昭和29年1月10日から同年6月1日までが空白期間となっているので、厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の社員及び元同僚の証言により、申立人が同社及びグループ会社に継続して勤務し（昭和29年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年12月の社会保険事務所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を昭和60年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月1日から61年4月1日まで  
昭和60年9月1日から平成2年3月31日までA組合(現在は、B組合)に継続して勤務し、就職月の給与からずっと農林年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁の年金記録では、申立期間に係る記録が無い。  
申立期間について、農林年金の被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、退職金支払通知書及び雇用保険の記録により、申立人がA組合に昭和60年9月1日から継続して勤務し、60年9月から61年3月までの期間に支給された給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の掛金控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、A組合の後継組合であるB組合は、掛金を納付していたか否かについては不明としているが、農林漁業団体職員共済組合に、申立人が昭和61年4月1日に資格取得したとする組合員資格取得届が保管されていることから、同共済組合は、申立人に係る60年9月から61年3月までの掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を、平成6年6月から7年6月までは34万円、同年7月から8年2月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、8年3月から同年5月までは41万円、同年6月から同年11月までは53万円、同年12月及び9年1月は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月1日から8年3月31日まで  
② 平成8年3月31日から9年2月1日まで

昭和62年12月に、A社がB村にオープンしたCホテルで、オープン前の準備段階から働いていたが、社会保険事務所の職員が訪ねて来るまでは、標準報酬月額が遡及<sup>そきゅう</sup>して引き下げられたことは全く知らなかった。平成7年6月に取締役<sup>とくぎやく</sup>に就任しているが、社会保険関係には何の権限も無かったので、申立期間①の標準報酬月額を元に戻してほしい。

また、平成9年1月末にA社が倒産するまで継続して勤務していたので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録では、当初、申立人のA社における標準報酬月額は、平成6年6月から7年6月までは34万円、同年7月から8年2月までは41万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成8年4月1日)より後の8年5月8日付けで、

6年6月1日にさかのぼって標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所において、平成8年5月8日付けで、申立人と同様に、10人もの元同僚の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、平成7年6月26日に取締役<sup>とくさつやく</sup>に就任しているが、申立人は、「標準報酬月額が引き下げられたことは知らないし、取締役であっても何の権限もなかった。」と供述しているところ、複数の元同僚は、「申立人の仕事は営業で、後に支配人になったが、社会保険関係には全くかかわっていなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を引き下げられた事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初記録されていた平成6年6月から7年6月までは34万円に、同年7月から8年2月までは41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、雇用保険及び賃金台帳の記録により、申立人は、上記1の厚生年金保険被保険者資格喪失後も、平成9年1月31日までA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、平成8年3月から同年5月までは41万円、同年6月から同年11月までは53万円、同年12月及び9年1月は47万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、当該事業所は、平成8年4月23日付けで、同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間②は適用事業所としての記録が無い。しかし、雇用保険及び賃金台帳の記録により、当該事業所は、当該期間についても営業を継続していることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年12月21日まで  
申立期間の標準報酬月額は9万2,000円になっているが、実際の給与は60万円から70万円ぐらいであったので、標準報酬月額を元のとおりにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年12月21日）の後の4年5月8日付で、3年4月1日にさかのぼって9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、給与支払明細書により、申立人は、申立期間において53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間当時、申立人は、当該事業所において取締役の立場であったが、当時の事業主及び部下であった元社員は、「申立人は、取締役ではあったが、工場長として設計製造作業に従事しており、経理及び社会保険業務にはかかわっていない。」と証言していることから、申立人は、自らの標準報酬月額をさかのぼって訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該引下げ訂正前の53万円に訂正することが必要と認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月22日から同年10月1日まで

A組合が社会保険料の負担額を低く抑えるために従業員の給与を過少申告していたことが発覚し、当該組合は保険料をさかのぼって納め、標準報酬月額の記録が一部訂正されたが、申立期間の標準報酬月額は3万円となっている。実際の給与額は20万円以上であり、給与からも高い金額の保険料が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管しているA組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和49年3月2日付けで48年10月の標準報酬月額が5万2,000円から19万円にさかのぼって訂正され、49年4月15日付けで46年10月の標準報酬月額が5万2,000円から10万4,000円に、47年10月から48年9月までの標準報酬月額が5万2,000円から13万4,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できるものの、申立期間における標準報酬月額(3万円)が、さかのぼって訂正された形跡は認められない。

また、昭和49年3月9日付けのB新聞の記事には、「(申立人によると、)組合の(社会保険事務所への)過少申告に気づいたのは、昭和48年4月ごろ。年収が170万円余りの組合員と、250万円近くの組合員の社会保険料の額が全く同額の4万5,360円であった。」と記載されているところ、申立人の訂正前の標準報酬月額(5万2,000円)で算出した48年分の社会保険料は4万2,224円となり、当該新聞記事が伝える金額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、当該新聞記事には、当該組合の元理事長の「従業員の負担を軽減してやろうと、よかれと思ってやったことだ。従業員が正規にやれというならその通りにやるつもりだ。」とする供述に対し、申立人が「理事長らはお前たちの負担も少なくですんでいた、というが、とんでもない話だ。老後に困るのは我々自身だ。」と反論した旨伝えていることから、申立人は、申立期間の給与から控除されていたのは、低い額の標準報酬月額（3万円）に基づく厚生年金保険料であることを認識していたものと推認できる。

加えて、当該組合は、昭和49年12月に解散しており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から4年6月1日まで

社会保険庁の記録によると、A社は、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、私が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は4年6月1日となっている。

しかし、同僚の中には、平成元年4月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得している者がいるので、申立期間においても被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、勤続10年の表彰状及び同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所から提出された給与明細集計表及び給与賃金台帳により、厚生年金保険被保険者期間となっている平成4年6月以降については、厚生年金保険料が控除されているものの、申立期間である元年4月から4年5月までについては、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所の社長は、「申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは平成4年6月1日からであり、それ以前の申立人に係る保険料は納付していない。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から4年9月1日まで

A社では専務取締役として業務に就き、申立期間については月額53万程度の給与を受け取っていたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では17万円となっており、事実と異なるので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が専務取締役を務めていたA社は、平成4年9月1日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、同日付で、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が53万円から17万円に遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除の記載が確認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「申立人は、専務取締役として経営全般にかかわっていた。」と供述しているところ、申立人は、「銀行からの借入等の権限は自分にあった。」と供述しており、自ら経営上重要な位置にあったことを認めている。

また、申立人及び複数の元取締役の供述により、平成3年秋、当該事業所は経営不振により実質的に事業を停止し、20人ほどいた社員を解雇して、申立人の父親である代表取締役、申立人の息子の取締役及び申立人の親族3人が中心となって、4年9月1日まで事業所解散業務を行ったとしているところ、申立人の職務が会社業務全般に権限が及んでいたことが推認できる上、申立人自身が社会保険料の滞納を承知していた旨を供述していることから、当該事業所の専務取締役であった申立人の同意を得ずに、社会保険事務所に

において標準報酬月額が改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の専務取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 12 月 13 日まで

社長をしていた兄が急に会社を辞めると言っていなくなってしまったので、一度退任した私が、平成 8 年 12 月 2 日に再び代表取締役<sup>そきゆう</sup>に就任して倒産処理を行った。社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に遡<sup>そきゆう</sup>及訂正されているが、滞納は無かつたはずで遡<sup>そきゆう</sup>及訂正されているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 9 年 1 月 31 日）の後の同年 2 月 3 日付けで、申立人の 7 年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 53 万円から 9 万 8,000 円に、同年 10 月から 8 年 11 月までの標準報酬月額が 59 万円から 9 万 8,000 円に、それぞれ遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業法人登記簿によると、申立人は、平成 8 年 11 月 8 日にいったん当該事業所の代表取締役を退任したものの、同年 12 月 2 日に再度就任していることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の代表取締役<sup>そきゆう</sup>に再度就任して倒産処理を行ったとしているところ、申立人は、「適用事業所の全喪日など、社会保険関係の届出については、経理及び総務担当者<sup>そきゆう</sup>と話し合っ<sup>そきゆう</sup>て決めた。」などと社会保険事務<sup>そきゆう</sup>に<sup>そきゆう</sup>関与していた旨の供述<sup>そきゆう</sup>をしていることから、当該事業所の代表取締役であった申立人の同意<sup>そきゆう</sup>を得ず、社会保険事務所において、標準報酬月額の改定処理<sup>そきゆう</sup>がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正<sup>そきゆう</sup>に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理<sup>そきゆう</sup>の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年4月30日まで  
申立期間の給与は50万円ぐらいであったが、厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられている。納得できないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなかった日（平成8年4月30日）の後の同年5月10日付けで、7年11月1日にさかのぼって50万円から26万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業法人登記簿によると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、会社の売上げが伸びず、借金を大きくしないうちに会社を閉鎖することにした。私と専務の2人で清算処理を行った。」と供述しているところ、標準報酬月額のさかのぼった減額訂正処理が確認できるのは、申立人及び当該専務の記録のみであることから、当該事業所の代表取締役であった申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 2 年 3 月 31 日まで

申立期間は 20 万円ぐらいの給与であったが、厚生年金保険の標準報酬月額が 8 万円に引き下げられている。当時、記録訂正の届出を行ったかどうかは覚えがないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役、申立人の妻が取締役として経営していた A 社は、平成 2 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年 10 月 12 日付けで、申立人及びその妻の厚生年金保険被保険者資格が同年 3 月 31 日に喪失し、同時に申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 20 万円から 8 万円に、遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当時、社会保険事務を任されていた申立人の妻は、社会保険料の滞納のことで、事業所に社会保険事務所の職員の訪問があった旨を供述しているところ、申立人は、当該事業所が経営不振のため社会保険料を滞納していた事実を認めていることから、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 2 年 3 月 31 日まで  
申立期間は 20 万円ぐらいの給与であったが、厚生年金保険の標準報酬月額が 8 万円に引き下げられている。当時、記録訂正の届出を行ったかどうかは覚えがないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の夫が代表取締役、申立人が取締役として経営していたA社は、平成2年8月31日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年10月12日付けで、申立人及びその夫の厚生年金保険被保険者資格が同年3月31日に喪失し、同時に申立人の申立期間に係る標準報酬月額が15万円から8万円に、遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当時、社会保険事務を任されていた申立人は、「会社は事実上倒産し、社会保険料を滞納していて、社会保険事務所の職員が来たので対応したが、どのような手続をしたのかは覚えていない。」と供述しているところ、代表取締役である申立人の夫は、社会保険事務のことについては全面的に妻に任せていた旨を供述していることから、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、当該事業所の取締役として、自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。